

「宿泊付デイサービス（仮称）」の制度化及び
「有料老人ホーム」についての要望書

平成 22 年 10 月 19 日

宅老所・グループホーム全国ネットワーク

| | | | |
|-------|---|---|-----|
| 代表世話人 | 惣 | 万 | 佳代子 |
| 同 | 田 | 中 | 正 廣 |

平成22年10月19日

厚生労働大臣 細川 律夫 殿

「宿泊付デイサービス（仮称）」の制度化及び
「有料老人ホーム」についての要望書

宅老所・グループホーム全国ネットワーク
代表世話人 惣 万 佳代子
田 中 正 廣

今般、下記の目的で標記の事業が検討されていますが、このことについて、この間デイサービスで宿泊(多くは自主事業)を行ってきた全国の宅老所の仲間として、この事業に対する見解と危惧している点と、今回目的とされていることを実現するための提案を行います。この提案について、ご検討いただきたいと思います。

(今回目的とされていること)

- デイサービスを活用した「短期間・緊急的な」宿泊事業（ショートステイ）により家族介護者支援（レスパイトケア）の充実を図る。
- 通い慣れたデイサービスでのケアを基本として、柔軟な人員配置・設備利用を可能とすることで、急な預かりニーズにも対応可能となる。

1. 見解

今回、厚生労働省がデイサービスに宿泊ができるようにすることを検討されたことについては評価し、感謝いたします。利用者にとって、通い慣れたデイサービスで宿泊することは、自宅で過ごすことの次に安心して泊まることのできる場所だからです。建物や職員がなじみの関係にあるならば、お年よりが混乱することは少ないと思います。

私たちは20年ほど前より、在宅支援をするために宅老所の活動をしてきました。古民家等を改修して、10人～15人程度の定員でデイサービスを始めました。活動して1年から3年経つうちに泊まりが必要となり、5年ほど経過すると、泊まりが長期化して住み込んでしまう人がでてきました。当時は介護保険制度がありませんでしたから、すべてを実費でいただいていた。平成12年に介護保険が始まり、私たちは通所介護の指定事業者になりました。

夜間帯の支援（泊まり）は自主事業として継続して、お年より本人と介護する家族の状況に合わせた支援を行ってきました。それは、自宅や地域に暮らし続けるためには、お年より本人を支えるだけでは不十分で、介護する家族も併せて支えていくことが最も重要だからです。夜間の職員は宿直制であったり、夜勤体制であったり、お年よりが寝るところは、個室であったり、デイサービスの畳の間であったりと、さまざまでした。夜間帯（泊まり）の料金は、食事代は別に、宿泊代として5,000円程度をいただいき

ました。宅老所によっては料金を、本人（家族）が支払うことができる金額にしているところもありました。

なぜそうしてきたのか、それは、私たちの目的はお年よりが住み慣れたまちで、一日でも長く過ごしていただきたいからです。そこで、私たちから今回の制度について提案をさせていただきます。

2. 危惧する点

①宿泊事業（ショートステイ）の期間が短かすぎるのではないか。

今回の宿泊については、1泊ないし2泊とされています。その程度で支えることができる場合もありますが、本人や家族などの事情によっては、1～2週間、数ヶ月、さらに、泊まりが長期化してしまう場合もあるのです。

大規模施設に併設されたショートステイを利用した場合、お年よりは混乱し（リロケーションダメージ）、事故（骨折など）にいたることもあるのです。そうした現実の中で、デイサービスで、宿泊を始めたという宅老所の仲間がたくさんいます。これらのことを理解していただき、お年よりの状態に合わせて、必要な日数を提供できるよう、宿泊のあり方と期間を検討して欲しいと思います。

②宿泊事業の制度化で、自主事業が制限されるのではないか。

私たち宅老所の取り組みは、これまで必要に応じて、自主事業での宿泊や諸々の支援を行ってきました。都道府県や市区町村などの自治体では、こうした取り組みを認めないところが現在もあります。私たちの取り組みは「制度があるから行ってきた」ものではなく、たとえ制度になくても、必要であれば民間の自主的な活動として行ってきたもので、制度の枠から漏れ落ちる人に、制度外のサービスを提供することで、その人の生活を支えてきました。泊まりをデイサービスで受けられるようになったからといって、それですべてのニーズを受け止められるわけではありません。にも拘わらず、同様のものが制度にあるからということで、自主事業に制限が加えられることについて危惧します。

③デイサービスの介護報酬が下がるのではないか。

私たちの活動の基本はデイサービスであって、宿泊ではありません。繰り返しになりますが、お年よりがいかに地域で暮らし、生きていただくかを支えているのです。デイサービスの介護報酬が下がると宅老所の仲間の経営はたいへん厳しいものとなり、職員の給与も下げなければならなくなります。

これからは担う若くて優秀な職員、なかでも男性職員がその給与では「結婚できない」「子どもをつくれぬ」と辞めていくことになりかねません。

私たち宅老所のデイサービスは、ワゴン車による巡回型で「玄関から玄関まで」の送迎ではなく、原則マンツウマンによる送迎のため、必要があれば、自宅に上がり、デイ

サービスに出かける準備を支援するなど、自宅の中から自宅の中までを支援してきました。デイサービスとは、「玄関から玄関まで」なのか、それとも「自宅の中から自宅の中まで」なのか。デイサービスのあり方の研究を進め、宅老所のデイサービスを適切に評価してほしいと思います。

3. 提案

- ①デイサービスの宿泊については、デイサービスの利用だけで、すでに限度額いっぱいまで使っている人がおり、そういう人のほうがより泊まりを必要とすることが多いのが現状であることから、介護報酬の支給限度額を引き上げていただきたい。在宅介護は、施設入所より多くの支援が必要であり、お金がかかるという考え方をしえていただきたい。
- ②「宿泊付デイサービス」の提供が適切に実施されているのかどうかは、地域密着型サービスに位置づけられた「運営推進会議」など、家族や地域の住民や関係者が参画する協議の場を設置して評価を行う。
- ③今回の「宿泊付デイサービス」が制度化されても、これまでの民間福祉としての自主事業を制限するものにしない。また、20年来デイサービスでの泊まりに取り組み、在宅や地域で暮らすことを支援してきた宅老所の経験を新制度に活かしていただくために、国が直轄でモデル事業に取り組んでほしい。モデル事業の実施にあたっては、私たちの仲間である宅老所から積極的に採用していただきたい。
- ④「デイサービスでの泊まりの長期化」が、老人福祉法の規定による「有料老人ホーム」にあてはまるかどうかは、自己並びに外部（地域）評価の公表などのほか、「運営推進会議」など協議の場を設置して評価を行う。
- ⑤今後、「ショートステイ（宿泊）」の抜本的な改革になるように、あり方を検討していただきたい。